

2012年6月2日

スウェーデン王国王妃シルビア陛下、ラーシュ・ヴァリエ 大使閣下、ご来場の皆様、

本日は日本ユニセフ協会とスウェーデン大使館、ECPAT スウェーデン、Yahoo! Japan 共催の「第3回児童の性的搾取に反対する世界会議」フォローアップセミナーにご来場下さり誠に有難う御座いました。特にシルビア王妃は、1997年に開催された第1回セミナーにご来日下さり、それまで我が国で比較的認識の低かった児童の性的、商業的搾取問題の重大性についてご啓示を賜り、爾来、日本ユニセフ協会にとって本課題が児童の権利を守るためのアドボカシー活動の中心課題となり現在に至っております。この間、第2回横浜会議、第3回リオデジャネイロ会議等の都度、王妃には多々ご教示と激励を賜り、わたくし共にとってこの上ない貴重な原動力とさせて頂いております。この機会をお借りして深甚の感謝を申し上げます。

さて、児童を性的搾取から守るための立法措置は、1999年に成立、施行されておりますが、その後インターネットの急速な普及に伴う児童ポルノの拡散と共に2004年に一部改訂を見たものの、児童ポルノの単純所持禁止については未だ法的決着を得ていないのが現状でございます。日本ユニセフ協会としては、2010年5月から、全国PTA協議会、全国知事会等、協賛90団体の支持を得て「児童ポルノがない世界を目指して」国民運動を発足し、署名活動を推進致しましたところ、昨年3月には117万人の方の署名が集まりましたので、これを参議院議長に提出し、法改正を国会にお願いしたところでございます。これに対して、政府も、内閣府副大臣を長とする「児童ポルノ排除対策推進協議会」を一昨年11月に立ち上げ、当協会はその副会長としてこれに積極参加を致しております。この協議会には民間のIT事業者も協力し、その成果として児童ポルノのネット上に於けるブロッキングが昨年春から実施を見ております。

然し乍ら、児童ポルノの単純所持を禁止するための法改正は、現今の政局にあって未だ国会の議題に提出される見通しが立って居ないのが現状でありますので、今回のセミナーがこの閉塞感を打破するうえでも大きな役割を果たすことを期待して止みません。皆様の活発なご意見、ご提言或いはご叱責をお聞かせ頂き、今後の活動に生かして参りたいと存じますので何卒宜しくお願い申し上げます。ありがとう御座いました。

公益財団法人 日本ユニセフ協会

代表理事 副会長 東郷良尚